正しく

屋外広告物のルールを守っていますか？

① 許可対象なのに許可を受けていない

一部の屋外広告物を除き、許可を受ける必要があります。
許可を受けていない屋外広告物がある場合は、許可の必要性について都市政策課景観係（TEL0438-23-8466）までご確認ください。

② 工作物確認を受けていない

高さ４ｍを超える屋外広告物は、建築基準法（第88条第1項）による確認申請が必要です。

③ 不燃材料を使っていない

防火地域内(※1)にある屋外広告物で、建築物の屋上に設置されているもの又は高さ３ｍを超えるものは、不燃材料(※2)で造るか覆う必要があります。

※　上記事項のうち、②③については、建築基準法に係る内容のため、詳細については建築指導課（TEL0438−23−8597）へご確認願います。
※（※1)防火地域については都市政策課都市政策係（TEL0438-23-8466）までご確認願います。

(※2)不燃材料の御確認についてはこちら
国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・特殊構造方法等の認定」

国交省　構造方法　認定	検索

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html

問い合わせ　屋外広告物許可申請窓口：都市政策課景観係（TEL0438-23-8466）